

◇鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地方自治法施行令の一部が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人について、条例で定める法人が追加されたことに伴い、当該法人について定めるものである。

2 条例の概要

(1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人は、次のとおりとする。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

イ 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県出資法人の運営の透明性を高め、予算の適正な執行と議会の監視機能の強化に資するため、知事の調査権の対象となり、県議会に経営状況を報告する県出資法人の範囲を拡大することに伴い、これらの法人を給与等の状況を公表し、県議会に報告する法人に加える。

2 条例の概要

(1) 給与等の状況の公表及び県議会への報告の対象とする法人を県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上（現行 2分の1以上）を出資したものにまで拡大する。

(2) 給与等の制度の変更に係る県議会への報告時期を変更のあった事業年度の経営状況を説明する書類が提出される県議会（現行 変更の日以降の最初の県議会）とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立総合療育センターにおいて、障害者自立支援法の生活介護を行うことに伴い、その利用に係る使用料の額を定める。

2 条例の概要

(1) 障害者自立支援法の生活介護に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害福祉サービスに通常要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額の使用料を徴収する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

施設の老朽化に伴い、高城第2団地を廃止する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
高城第2団地	倉吉市下米積	施設の老朽化

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、特に著しい雇用の増加を伴う企業立地事業等に対する助成を拡充するとともに、県内で新たにコンテンツの制作等に係る事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地事業補助金の対象事業にコンテンツの制作等に係る事業で投資額が3,000万円を超え、雇用増が5人以上のものを追加する。
- (2) 企業立地事業のうち、製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関するもの又は特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額に、投下固定資産額に100分の10（現行 100分の5）を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50（現行 100分の25）を乗じて得た額を加算する。
- (3) 県内において新たに行うコンテンツの制作等に係る事業を行う者であって、3人以上の新規雇用労働者（このうち、県外からの転居者以外の者は、1人以上とする。）を雇用することについて知事の認定を受けたものに対しては、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する。
  - ア その間に増加した新規雇用労働者（6月を超えて雇用された者に限る。）1人につき50万円
  - イ 事業の用に供する事業所及び設備機器の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額
- (4) (3)の補助金の交付を受けた者は、事業の開始の日から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とする。
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直す。

2 条例の概要

- (1) 職員が、暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。
- (2) 職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正後
福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
	免震重要棟内	5,000円	3,300円
警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
	屋内	2,000円	1,330円
帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
	屋内	※ 1,000円	1,330円
居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円

	屋内	※ 1,000円	660円
屋内退避指示区域		2,500円	廃止

※は、避難指示区域として支給

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。